

## 參考資料

---



## 〈参考資料〉

資料 1 宮古市地域公共交通会議

資料 2 マスタープラン及び基本構想の策定経過

## 資料1 宮古市地域公共交通会議

### 宮古市地域公共交通会議要綱

平成22年4月1日告示第81号

改正 平成23年9月27日告示第123号

平成27年6月30日告示第128号

平成28年9月26日告示第145号

令和2年7月13日告示第124号

#### (設置)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、宮古市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

#### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃又は料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく、地域公共交通網形成計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化促進法」という。）第24条の4第1項の規定に基づく、移動等円滑化促進方針の作成、変更及び実施に関する事項
- (5) 移動等円滑化促進法第26条第1項の規定に基づく、移動等円滑化基本構想の作成、変更及び実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 鉄道事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (6) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 港湾管理者又はその指名する者
- (10) 宮古警察署長又はその指名する者
- (11) 岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター所長又はその指名する者

る者

(12) 宮古市企画部長

(13) 学識経験者

(14) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、宮古市企画部長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

3 交通会議の協議にあたっては、関係者間の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 交通会議は原則として公開する。

5 委員（第3条第1項第4号、第12号及び第13号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。）がやむを得ない理由のため交通会議に出席できない場合は、当該委員がその所属する団体等のうちから指名する者が代理として出席することができる。この場合においては、当該代理人を出席委員とみなす。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務等)

第7条 交通会議の庶務及び地域公共交通に関する相談、苦情等の対応は、企画部公共交通推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月13日から施行する。

宮古市地域公共交通会議 委員名簿

要綱（第3条）上の区分		所属団体等	役職	氏名	備考
(1)	一般乗合旅客自動車運送事業者	岩手県北自動車株式会社	執行役員 営業本部乗合事業部長	藤原 昌広	
		有限会社川井交通	常務取締役	田頭 勇人	
(2)	鉄道事業者の代表	三陸鉄道株式会社	旅客営業部 副部長	三浦 芳範	
		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	企画室長	吉本 博之	
(3)	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	公益社団法人岩手県バス協会	事務局長	鈴木 一成	
		一般社団法人岩手県タクシー協会	会長	川崎 利治	
(4)	住民又は利用者の代表	宮古地域自治区		中嶋 稔子	
		田老地域自治区		加藤 洋一郎	
		新里地域自治区		中坪 政男	
		川井地域自治区		古舘 博	
(5)	障がい者団体の代表又はその指名する者	宮古市身体障害者福祉会	会長	高橋 智	
(6)	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局	主席運輸企画専門官	馬場 真也	
			主席運輸企画専門官	小野寺 実	
(7)	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	岩手県北自動車労働組合	書記長	和野 弘嗣	
(8)	道路管理者又はその指名する者	国土交通省三陸国道事務所	交通対策課長	沼田 龍治	
		岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	道路整備課長	山野目 直樹	
		宮古市	建設課長	去石 一良	職務代理者
(9)	港湾管理者又はその指名する者	岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	河川港湾課長	亀田 健一	
(10)	宮古警察署長又はその指名する者	宮古警察署	交通課長	吉田 保雄	
(11)	岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター所長又はその指名する者	岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	地域振興課長	三上 克好	
(12)	宮古市企画部長	宮古市	企画部長	菊池 廣	会長
(13)	学識経験者	国立大学法人福島大学	准教授	村上 早紀子	

## 資料2 マスタープラン及び基本構想の策定経過

年 月 日	内 容
令和2年8月3日	宮古市経営会議にて策定方針を決定
令和2年9月1日	宮古市議会総務常任委員会に策定方針を説明
令和3年2月25日	宮古市地域公共交通会議で計画案を審議（書面開催）
令和3年3月1日	宮古市経営会議にて計画案を審議
令和3年3月2日	宮古市議会総務常任委員会に計画案を説明
令和3年3月7日～ 令和3年3月26日	パブリックコメントの実施
令和3年3月31日	宮古市地域公共交通会議で計画案を審議（書面開催）
令和3年3月31日	計画策定（市長決裁）

---

# 宮古市バリアフリーマスタープラン

## 【移動等円滑化促進方針】

〈宮古駅周辺地区〉〈八木沢・宮古短大駅周辺地区〉

令和3年3月 岩手県宮古市

---

【編集】 宮古市企画部公共交通推進課  
〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号  
TEL 0193-62-2111 FAX 0193-63-9114  
HPアドレス <http://www.city.miyako.iwate.jp>